

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例（平成23年川場村条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法又は条例において使用する用語の例による。

2 条例第3条の規則で定める用語は、次のとおりとする。

(1) 広告主 自ら広告物等を表示又は設置する者及び屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者で、川場村、沼田市及び利根郡内に案内広告物又は広告物を対象とする施設を有する者

(2) 屋外広告業 広告物等の表示又は設置を行う営業

(3) 管理責任者 広告物等の補修その他の適正な管理のため、許可を受けて、表示面積が10平方メートルを超える固定広告物（地上・壁面広告物等）を表示・設置する場合に設置することが義務付けられている一定の専門知識を有する者

(4) 非自家広告物 自家広告物以外の屋外広告物

(5) 適用除外 例外的に、制限地域や禁止物件に表示することができる屋外広告物や許可地域で許可を受けずに表示できる屋外広告物などを定めたもの

3 条例第3条第1項第1号の規則で定める自己の営業所等への主要な出入口部は、自己の営業所等の敷地が接する道路上の主要な出入口部から両側それぞれ5メートルの範囲内又は自己の営業所等の敷地に至る主要な道路上の出入口部付近で、両側それぞれ5メートルの範囲内とする。

4 条例第3条第1項第2号又は条例第10条第2項第7号の規則で定める公共的団体は、次のとおりとする。

(1) 森林組合

(2) 商工会

(3) 農業協同組合

(4) 観光協会

(5) 前各号に掲げるもののほか特に村長が認めるもの

(許可地域の指定)

第3条 条例第6条第1項の規定により村長が指定する区域は、次に掲げる河川や道路及び当該道路の路端から両側それぞれ20メートルの範囲内にある地域とする。

- (1) 薄根川（姥堂橋～川久戸橋）
- (2) 望郷ライン
- (3) 主要地方道平川横塚線（原田坂上～武尊橋）
- (4) 県道富士山横塚線（村道生品下り線字大岩～堀切橋）
- (5) 村道生品下り線字大岩から村道川場沼田線横塚町字下宿浦まで
- (6) 役場前道路（望郷ラインから主要地方道平川横塚線まで）
- (7) 後山周辺（後山を中心として周辺の主要道路に囲まれた範囲）
- (8) 村道上界戸線
- (9) 村道谷地中央線

2 その他村長が特別に必要と認めて指定する地域又は場所

（許可の申請等）

第4条 条例第6条第1項又は条例第8条第6項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第1号）正副2部に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面
- (2) 表示又は設置の場所の位置図、平面図及びカラー写真
- (3) 表示又は設置の場所の使用権を証する書面
- (4) その他村長が必要と認める書類

（事前相談・協議）

第5条 条例第6条第2項又は条例第8条第7項の規定により事前相談・協議を行う者は、屋外広告物事前協議書（別記様式第2号）に次に掲げる関係書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) 広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面
 - (2) 表示又は設置の場所の位置図、平面図及びカラー写真
- （景観保全型広告整備地区の指定）

第6条 条例第8条第1項第1号の規定により村長が指定する景観保全型広告整備地区は、次に掲げる交差点及び交差点の外縁からそれぞれ半径20メートルの範囲内にある地区とする。

- (1) 立岩集会場交差点
- (2) 田園プラザ交差点
- (3) 小学校前交差点
- (4) 谷地入口交差点
- (5) 川場湯原交差点
- (6) 上界戸交差点
- (7) 谷地火見交差点
- (8) 永井酒造前交差点
- (9) 生品交差点（県道と村道谷地生品線の分岐点）

2 条例第 8 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により村長が指定する景観保全型広告整備地区は、別に定める。

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定により第 6 条 1 項の地区に係る村長が定める基本方針は、別表第 1 のとおりとする。

（適用除外の基準）

第 8 条 条例第 10 条第 1 項第 2 号の規則で定める基準は、別表第 2 のとおりとする。

2 条例第 10 条第 2 項第 1 号の規則で定める基準は、別表第 2 に掲げる基準に適合し、表示面積が合計 5 平方メートル以下のものとする。

3 条例第 10 条第 2 項第 2 号の規則で定める基準は、表示面積が 1 . 6 5 平方メートル以下のものとする。

4 条例第 10 条第 2 項第 3 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 許可期間が 2 月以内であること。

(2) 許可地域においては、自家広告物で、表示する個（枚）数が敷地の接道延長距離（メートル）を 3 で除して得た値以下であること。

(3) 制限地域においては、別表第 2 に掲げる許可基準に適合し、表示面積が合計 5 平方メートル以下であること。

5 条例第 10 条第 2 項第 4 号又は条例第 10 条第 2 項第 5 号の規則で定める基準は、許可期間が 1 月以内の簡易広告物とする。

6 条例第 10 条第 2 項第 6 号の規則で定める基準は、祭典などが開催されている期間に限り表示し、

又は設置する簡易広告物とする。

7 条例第 10 条第 2 項第 7 号の規則で定める基準は、別表第 2 に掲げる許可共通基準（以下単に「許可共通基準」という。）に適合しているものとする。

8 条例第 10 条第 3 項の規定により届出を行う者は、屋外広告物届出書（別記様式第 3 号）に次に掲げる関係書類を添え、村長に提出しなければならない。

（1）広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面

（2）表示又は設置の場所の位置図、平面図及びカラー写真

9 条例第 10 条第 3 項又は条例第 13 条第 1 項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）既設の広告物等の表示内容、色彩、意匠、大きさ、構造若しくは位置又は特に付された条件に変更を加えない補強、補修又は表示内容を変更しない塗装等

（2）自家広告物等の表示面積を変更することなく行う当該広告物の表示内容の更新

10 条例第 10 条第 3 項の犯罪捜査等のために表示する緊急性を有する広告物等で規則で定めるものは、犯罪捜査等に係る簡易広告物とする。

11 条例第 10 条第 3 項の表示期間の短い広告物等で規則で定めるものは、表示期間が 2 月以内で、表示期間（始期と終期）及び表示者名を表記したものとする。

12 条例第 10 条第 3 項のその他規則で定めるものは、国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示又は設置する地図や路線図などの案内図板とする。

（許可の基準）

第 9 条 条例第 11 条第 1 項の規則で定める基準は、別表第 2 のとおりとする。

（更新の許可）

第 10 条 条例第 12 条第 2 項の規則で定める広告物等は、電柱・街灯柱を利用するもの、はり紙、はり札、立看板及び広告旗（のぼり旗）とする。

2 条例第 12 条第 2 項の規則で定める期間は、電柱・街灯柱を利用するものにあつては 1 年、はり紙、はり札、立看板、広告旗（のぼり旗）にあつては 2 月（ただし、表面加工のない紙を使用したものは 1 月）とする。

3 条例第 12 条第 3 項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物更新許可申請書（別記様式第 4 号）正副 2 部に広告物等の写真を添付して、村長に提出しなければならない。

(変更等の許可)

第 11 条 条例第 13 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(別記様式第 5 号)正副 2 部に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面

(2) 表示又は設置の場所の位置図、平面図及びカラー写真

(3) 表示又は設置の場所の使用権を証する書面

(4) その他村長が必要と認める書類

2 条例第 13 条第 1 項の規則で定める許可の基準は、別表第 2 のとおりとする。

3 村長は、広告物等の表示又は設置が前項の基準に適合しない場合において、美しいむらづくりのために特にやむを得ないと認めるときは、これを許可することができる。

(許可等の表示)

第 12 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める許可等の証票は、許可・確認済標識(別記様式第 6 号)とする。

2 条例第 14 条第 1 項ただし書きの規則で定める許可等の押印又は打刻印は、許可・確認済印(別記様式第 7 号)又は打刻印(別記様式第 8 号)とする。

(遵守事項)

第 13 条 広告物等の表示又は設置について、条例及びこの規則の規定により許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) はり紙を表示する場合は、許可に係るはり紙を同一物件に連続して表示しないこととし、かつ、はり紙のみを掲出する目的で設置された物件に表示する場合を除き、容易に除却し得る方法で表示し、直接のり付けをしないこと。

(2) はり札及び立看板を表示する場合は、許可に係るはり札及び立看板を同一物件に連続して表示しないこと。

(除却の届出)

第 14 条 条例第 16 条第 2 項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物除却届出書(別記様式第 9 号)に除却後の表示又は設置の場所の写真を添付して、村長に提出しなければならない。

(保管した広告物等の一覧簿)

第 15 条 条例第 19 条第 3 項の保管した広告物等の一覧簿を閲覧に供する場所は、川場村役場とし、そ

の閲覧時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

2 前項の保管した広告物等の一覧簿は、別記様式第10号によるものとする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第16条 条例第21条の規定による保管した広告物等の売却に関する手続は、川場村財務規則(昭和54年川場村規則第2号)の例による。

(広告物等の返還に係る受領書)

第17条 条例第23条第2項の受領書は、別記様式第11号によるものとする。

(管理者の設置を要しない広告物等)

第18条 条例第26条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

(1) はり紙

(2) はり札

(3) 立看板

(4) 広告旗(のぼり旗)

(管理者の認定基準)

第19条 条例第26条第2項第4号の規定により認定を受けようとする者は、管理者資格認定申請書(別記様式第12号)に次項第1号に規定する者であることを証する書面を添付して、村長に提出しなければならない。

2 条例第26条第2項第4号の規則で定める認定は、次の各号のいずれにも該当する者について行うものとする。

(1) 営業所における広告物等の表示又は設置業務の責任者として、通算5年以上の実務経験を有する者

(2) 過去5年間に広告物に関する法令に違反の事実がない者

3 村長は、条例第26条第2項第4号の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し、管理者資格認定書(別記様式第13号)を交付する。

(管理者等の届出)

第20条 条例第27条第1項、第2項又は第4項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物管理者等設置(変更)届出書(別記様式第14号)に条例第26条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付して、村長に提出しなければならない。ただし、当該者が、同項第3号

に規定する者であるときは、それを証する書面の添付は、これを省略することができる。

第 21 条 条例第 16 条第 2 項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物滅失届出書（別記様式第 15 号）に滅失後の表示又は設置の場所の写真を添付して、村長に提出しなければならない。

（助成）

第 22 条 条例第 29 条の規則で定めるところにより行う助成は、別に定めるところにより、村長が助成することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

（県条例による許可等に係る広告物等に関する経過規定）

2 条例附則第 3 項の認定を受けようとする者は、当該許可の期間が満了する日の 30 日前までに、屋外広告物経過措置認定書（附則別記様式）正副 2 通に広告物等の形状、色彩及び意匠を知り得るカラー写真を添えて、村長に提出しなければならない。

3 条例附則第 3 項の規定により許可の期間の更新をする場合の当該期間については、条例第 12 条第 2 項及び規則第 10 条第 1 項又は規則第 10 条第 2 項の規定を準用する。

別表第1（第7条関係）

区分	基本方針
基本構想	<p>美しい田園景観を守るとともに、観光むらづくり振興を進めるため、村内への誘導、村内主要観光資源への誘導を考える上で、屋外広告物が重要な役割を果たす主要な交差点は、村が取り組む美しいむらづくりを重視する場所として、村などが設置する掲出物件への掲出を基本とし、わかりやすく、安全で、美しい景観づくりを行うこととする。</p>
個別基準	
1面あたりの表示面積	1つの目的地の案内表示は0.5平方メートル以下
その他	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 表示内容は、原則として名称やマーク、方向、距離とする。</p> <p>(2) 村が設置する掲出物件（集合看板）への掲出を基本とする。</p> <p>(3) 広告内容の背景である地色は、川場村の風景色である「こげ茶」を基本とする。</p> <p>(4) 文字は、白色又は灰色を基本とする。</p> <p>(5) マークは、1面面積の7分の1以下とする。</p> <p>(6) 1つの目的地への案内表示は、1掲出物件につき1つとする。</p>

別表第2（第8条、第9条、第11条関係）

区分		基準		
共通基準		<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 表示面積及び個（枚）数は、必要最小限とすること。</p> <p>(2) 田園景観等に調和した形態や色彩、大きさ、意匠等とし、周囲の環境を損なわないものであること。</p> <p>(3) 道路から山並み景観や広がりのある田園景観や農村景観が見られる地域では、視界をさえぎらない位置や形態であること。</p> <p>(4) 広告内容の背景である地色には、川場村の風景色であるこげ茶、深緑、濃紺や無彩色（白・黒・さまざまな濃度の灰色）とするように努め、原色等（派手でけばけばしい色）を使用しないこと。</p> <p>(5) 文字は、白色又は黒色を基本とすること。</p> <p>(6) 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。</p> <p>(7) 蛍光塗料や反射板などを使用するものでないこと。</p> <p>(8) 電光掲示板等は、使用しないこと。</p> <p>(9) 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。</p>		
個別基準				
自家広告物				
建築物等を利用した広告物等	壁面広告物	1面あたりの表示面積	1.65平方メートル以下	
		その他	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 壁面からはみ出さないこと。</p> <p>(2) 建築物の2階以上にある窓や開口部の全部又は一部を塞いで表示しないこと。</p>	
	突出広告物	最上端の高さ	取り付け壁面の上端を越えないこと。	
		その他	取り付け箇所は壁面を基本として、敷地からはみ出さないこと。	
	塀広告物	最上端の高さ	原則、壁面の外郭線から突出しないこと。	
		1面あたりの表示面積	1.65平方メートル以下	
		その他	壁にじか付け又は直接描くものとする。	
	地上に設置する広告物等	広告板、広告塔	最上端の高さ	地上から5メートル以下
			1面あたりの表示面積	3.3平方メートル以下
置き看板		最上端の高さ	地上から2メートル以下	
		1面あたりの表示面積	1.65平方メートル以下	
		その他	道路上に突出しないこと。	

個別基準			
非自家広告物（案内誘導広告物）			
地上に設置する広告物等	広告板、広告塔	最上端の高さ	地上から3メートル以下
		1面あたりの表示面積	0.5平方メートル以下
		合計面積	合計1平方メートル以下（裏表）
		表示方法	<p>(1) 指定交差点では、交差点の外縁から20メートル以上はなす。</p> <p>(2) 相互間距離は、10メートル以上</p> <p>(3) 1つの目的地につき、屋外広告物相互の距離は1キロメートル以上</p>
		個数	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 1つの目的地につき、1つの交差点（指定交差点20m外）付近に2個以下</p> <p>(2) 1つの目的地につき合計5個以下（指定交差点は除く）</p>
その他	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設や場所への誘導を目的としたものであること。</p> <p>(2) 表示内容は、原則として名称やマーク、方向、距離のみとする。</p> <p>(3) 経路上に最小限とすること。</p> <p>(4) 景観保全型広告整備地区は、各地区の基本方針に適合すること。</p> <p>(5) 村のガイドランを基本として統一した景観形成に努めること。</p>		
その他	電柱広告物（袖付広告物）	最下端の高さ	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 車道においては地面から4.7メートル以上</p> <p>(2) その他の場合は地面から3メートル以上</p>
		出幅	0.6メートル以下
		長さ	1.2メートル以下
		表示方法	歩車道の区別のある道路では歩道側に取り付けること。
		個数	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 1本につき1個</p> <p>(2) 1つの目的地につき合計5個以下</p>
		その他	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設や場所への誘導を目的としたものであること。</p> <p>(2) 表示内容は、原則として名称やマーク、方向、距離のみとする。</p> <p>(3) 経路上に最小限とすること。</p> <p>(4) 景観保全型広告整備地区は、各地区の基本方針に適合すること。</p> <p>(5) 村のガイドランを基本として統一した景観形成に努めること。</p>

個別基準				
非自家広告物（案内誘導広告物）				
その他	電柱広告物 （巻付広告物）	最下端の高さ	1.2メートル以上	
		長さ	1.5メートル以下	
		個数	次のとおりとする。 （1）1本につき2個以下 （2）1つの目的地につき合計5個以下	
		その他	次のとおりとする。 （1）施設や場所への誘導を目的としたものであること。 （2）表示内容は、原則として名称やマーク、方向、距離のみとする。 （3）経路上に最小限とすること。 （4）景観保全型広告整備地区は、各地区の基本方針に適合すること。 （5）村のガイドランを基本として統一した景観形成に努めること。	
非自家広告物(簡易広告物)				
	はり紙	枚数	1面に同一のもの4枚以下	
		1面あたりの表示面積	1平方メートル以下	
	はり札	枚数	1面に同一のもの4枚以下	
		1面あたりの表示面積	0.2平方メートル以下	
	立看板	1面あたりの表示面積	縦1.8メートル以下、横0.9メートル以下	
		表示方法	2個以上表示する場合は相互の距離を5メートル以上とすること。	
	広告旗（のぼり旗）	1面あたりの表示面積	縦1.8メートル以下、横0.9メートル以下	
		表示方法	2個以上表示する場合は相互の距離を2メートル以上とすること。	
	非自家広告物(その他一般広告物)			
		電柱広告物	案内誘導広告物における電柱広告物の許可基準に準ずるものとする。	
	街路灯・防犯灯柱利用広告物	次のとおりとする。 （1）街灯柱と一体型のものであること。 （2）商工会、自治会等が会員名等を表示するためのものであること。		

別記様式第1号(第4条関係)

屋外広告物許可申請書
(第1面)

年 月 日

川場村長

あて

申請者 住所(所在地)
氏名(名称、代表者) 印
電話 ()

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第6条第1項第8条第6項の規定により、次のとおり申請します。

1 広告物等の種類	形態	自家広告物 自家広告物以外(案内誘導広告物、簡易広告物、その他一般広告物) 左記の両方 (いずれかにしを記入し、自家広告物以外はいずれかを囲むこと。)						
	形状	広告板・広告塔 置き 壁面 突出し 塀 巻付 袖付 その他() (いずれかにしを記入すること。)						
2 規格	形状	高さ(m)	縦(m)	横(m)	1面の面積(m ²)	面数	数量(個)	合計面積(m ²)
	〔高さは、屋外広告物の接地面から屋外広告物の上端までの高さを記入すること。〕							
							計	(個)
手数料算定上の表示面積								(m ²)
3 表示(設置)場所(地名地番)	川場村					手数料		
						円		
4 地域区分	・許可地域 ・()地区 ・制限地域					受付		
						年 月 日 第 号		
5 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで					許可印欄		
許可の種類	許可地域における許可 制限地域における案内広告物の許可							
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで							
許可の条件								

(第2面)

6 道路占用許可	年 月 日 第 号	7 工作物確認 (高さが4mを超えるもの)	要 ・ 不要
8 自家広告物のある敷地内の既設広告物 (他者のものを含む。)	広告物等の種類(形状)	個 数	面 積 (m ²)
	合 計	(個)	(m ²)
9 表示等の概要	(道路利用の場合) 直近の屋外広告物からの距離 m 道路からの距離 m (路線名:) 交差点等からの距離 m (壁面から突出する場合) 壁面からの突出幅 m		
10 屋外広告物管理者	住所		
	氏名	資格 (注2)	
	所属	電話 () -	
11 施工者等	住所(所在地)		電話 () -
	氏名(名称・代表者)		屋外広告業登録番号 群広 () 第 号
	住所(所在地)		電話 () -
	氏名(名称・代表者)		屋外広告業登録番号 群広 () 第 号
12 添付書類	(1) 広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面 (2) 表示又は設置の場所の位置図、平面図及びカラー写真 (3) 表示又は設置の場所の使用権を証する書面 (4) その他村長が必要と認める書類		

注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

2 11の資格については、建築物の屋上に設置する広告物等で1面の表示面積が10㎡以上のものを設置するときに記入すること。

3 印の欄は、記入しないこと。

屋外広告物事前協議書
(第1面)

年 月 日

川場村長 あて

届出者 住所(所在地)
氏名(名称、代表者) 印
電話 ()

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第6条第2項第8条第7項の規定により、次のとおり表示(設置)したいので協議します。

1 広告物等の種類	形態	自家広告物 自家広告物以外(案内誘導広告物、簡易広告物、その他一般広告物) 左記の両方 (いずれかにしを記入し、自家広告物以外はいずれかを囲むこと。)						
	形状	広告板・広告塔 置き 壁面 突出し 塀 巻付 袖付 その他() (いずれかにしを記入すること。)						
2 規格	形状	高さ(m)	縦(m)	横(m)	1面の面積(m ²)	面積	数量(個)	合計面積(m ²)
	〔高さは、屋外広告物の接地面から屋外広告物の上端までの高さを記入すること。〕							
						計	(個)	(m ²)
3 表示(設置)場所(地名地番)	川場村							
4 地域区分	・許可地域 ・()地区 ・制限地域							
5 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで							
6 道路専用許可	年 月 日 第 号							
7 工作物確認(4m以上)	要 ・ 不要							

(第2面)

8 自家広告物のある敷地内の既設広告物 (他者のものを含む。)	広告物等の種類(形状)	個数	面積(m ²)
	合計	(個)	(m ²)
9 表示等の概要	(道路利用の場合) 直近の屋外広告物からの距離 m 道路からの距離 m (路線名:) 交差点等からの距離 m (壁面から突出する場合) 壁面からの突出幅 m		
10 屋外広告物管理者	住所		
	氏名		資格(注2)
	所属	電話() -	
11 施工者等	住所(所在地)		電話() -
	氏名(名称・代表者)		屋外広告業登録番号 群広()第 号
	住所(所在地)		電話() -
	氏名(名称・代表者)		屋外広告業登録番号 群広()第 号
12 添付書類	(1) 広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面 (2) 表示又は設置の場所の位置図、平面図及びカラー写真 (3) 表示又は設置の場所の使用権を証する書面 (4) その他村長が必要と認める書類		受付 年 月 日 第 号

注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

2 11の資格については、建築物の屋上に設置する広告物等で1面の表示面積が10m²以上のものを設置するときに記入すること。

3 印の欄は、記入しないこと。

別記様式第3号(第8条関係)

屋外広告物届出書

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住所(所在地)

氏名(名称、代表者)

印

電話 ()

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 広告物等の種類	国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの 営利目的でない講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会・労働組合活動等のために表示又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの 規則で定める公共の団体が、公共的目的をもつて表示又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政治団体が、表示又は設置する簡易広告物 (いずれかにレを記入すること。)		
2 表示(設置)個(枚)数	個(枚)	3 表示(設置)1個(枚)の面積	m ² (m × m)
4 表示(設置)場所(地名地番)	川場村		
5 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで		か月以内
6 施工者等 (屋外広告業者に表示又は設置を依頼する場合に記入すること。)	住所(所在地) _____ 電話() - _____ 氏名(名称・代表者) _____ 屋外広告業登録番号 群広()第 _____号		
7 道路占用許可	年 月 日 第 号	8 工作物確認 (高さが4mを超えるもの)	要 ・ 不要
9 添付書類	(1) 広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面 (2) 表示又は設置の場所の位置図、平面図及びカラー写真		届出済印欄
届出の条件	受付 年 月 日 第 号		

注1 届出者は、届出をしようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が届出を行うこと。

2 表示(設置)期間は、原則として、許可期間に準ずるものとする。ただし、条例第7条第2項第14号に規定する政治団体の場合は、4月以内とする。

3 印の欄は、記入しないこと。

屋外広告物更新許可申請書

年 月 日

川場村長

あて

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称、代表者) 印
電 話 ()

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第12条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 前回許可事項	広告物等の種類	自家広告物 自家広告物以外(案内誘導広告物、簡易広告物、その他一般広告物) 左記の両方 (いずれか にレを記入し、自家広告物以外はいずれかを囲むこと。)		
		広告板・広告塔 置き 壁面 突出し 塀 巻付 袖付 その他() (いずれか にレを記入すること。)		
	表示(設置)個数	個	表示(設置)面積	m ²
	許可年月日 許可番号	年 月 日 第 号		
	許可の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月 間		
表示(設置)場所	川場村			
2 更新事項	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月 間		
3 前回の許可から今回の申請までの間に行った管理の状況				
4 その他必要な事項			許可印欄	
手数料 円	受付			
	年 月 日			
	第 号			

注 印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 5 号 (第 11 条関係)

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日

川場村長

あて

申請者 住 所 (所在地)
 氏 名 (名称、代表者) 印
 電 話 ()

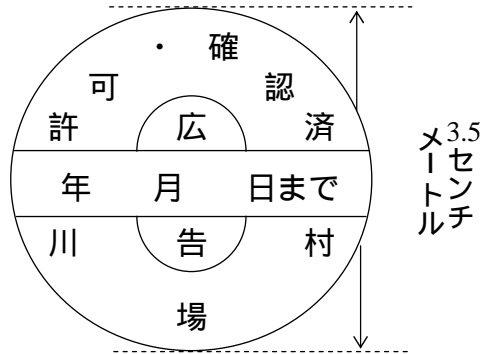
川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

広 告 物 の 種 類		数 量	
表示又は設置の場所		地域区分	
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号
既に受けた許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
変更事項及び内容			
添 付 書 類 (変 更 に 係 る も の に 限 る 。)	(1) 広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面 (2) 表示又は設置の場所の位置図、平面図及びカラー写真 (3) 表示又は設置の場所の使用権を証する書面 (4) その他村長が必要と認める書類		
		受付	
		年 月 日 第 号	

注 印の欄は、記入しないこと。

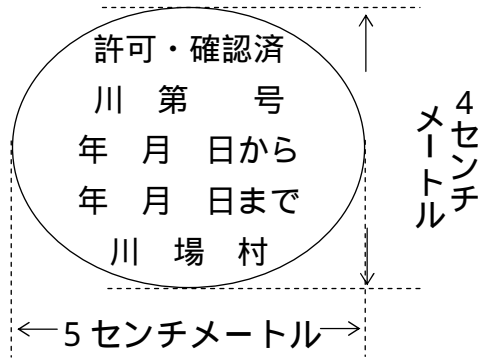
別記様式第 6 号 (第 12 条関係)

許可・確認済標識



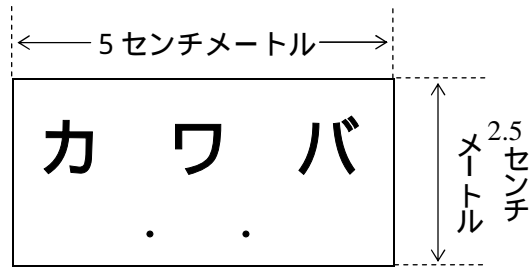
別記様式第7号(第12条関係)

許可・確認済印



別記様式第 8 号 (第 12 条関係)

打 刻 印



注 1 文字等は、打抜きとすること。

2 下段は、許可等の期限の終期を「11.10.31」等と打ち抜くこと。

屋外広告物除却届出書

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所 (所在地)
 氏 名 (名称、代表者) ⑩
 電 話 ()

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許可事項	広告物等の種類	形態	自家広告物 自家広告物以外 (案内誘導広告物、簡易広告物、その他一般広告物) 左記の両方 (いずれか にレを記入し、自家広告物以外はいずれかを囲むこと。)		
		形状	広告板・広告塔 置き 壁面 突出し 塀 巻付 袖付 その他 () (いずれか にレを記入すること。)		
	表示 (設置) 個 (枚) 数		個 (枚)		
	許可年月日 許可番号		年 月 日 第 号		
	許可の期間		年 月 日 から 年 月 日 まで 月 間		
	表示 (設置) 場 所		川場村		
2 除却事項	年 月 日		年 月 日		
	除却 個 (枚) 数	個 (枚)	屋外広告物の残数	個 (枚)	
除却理由		受付 年 月 日 第 号		受付印欄	

注 印の欄は、記入しないこと。

受 領 書

年 月 日

川場村長

あて

返還を受けた者

住 所（所在地）

氏 名（名称、代表者）

印

電 話 （ ）

下記のとおり広告物等（又は現金）の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物 等	番号	
	名称又は種類	
	数量	
（返還を受けた金額）		

管理者資格認定申請書

年 月 日

川場村長 あて

申請者

氏 名（名称、代表者）

印

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第 26 条第 2 項の規定による認定を受けたいので申請します。

本 籍 地				
住 所				
(ふりがな) 氏 名	年 月 日生 男・女			
認定基準	法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者 広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を習得させることを目的として、群馬県その他の都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の課程を修了した者 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者 営業所における広告物等の表示又は設置業務の責任者として、通算5年以上の実務経験を有する者かつ、過去5年間に広告物に関する法令に違反の事実がない者 （いずれか にしを記入すること。）			
	広告物等の表示（設置）の責任者としての経歴	営業又は勤務した会社名、店名等	所在地	責任者としての年数及び期間
				年 数 期 間
				年 月から 年 月
	責任者として過去5年間にわたる屋外広告物の表示又は設置に関する法令違反の有無		有 ・ 無	
その他参考事項				

注 1 認定基準の該当欄の にはしを記入し、基準に規定する者であることを証する書面の写しを添付すること。

2 責任者として過去5年間にわたる屋外広告物の表示等の実績を別紙で添付すること。

管理者資格認定書

本 籍 地

現 住 所

氏 名

生年月日

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第 26 条第 2 項の規定による認定者であることを証する。

年 月 日

川場村長 印

別記様式第 14 号（第 20 条関係）

管理者等設置（変更）届出書

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所（所在地）

氏 名（名称、代表者）

印

電 話 （ ）

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第27条第1項、第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。
第27条第4項

1 届出に係る広告物等の許可事項	許可年月日 許可番号	年 月 日 第 号
	表示（設置） 場 所	川場村
2 届出事項	管理者の設置 管理者の変更	
3 管理者の変更内容 〔管理者を新たに設置した場合は、新の欄のみ記入すること。〕	新	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
	旧	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
4 変更年月日	年 月 日	
5 管理者の資格	<p>法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</p> <p>広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を習得させることを目的として、群馬県その他の都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の課程を修了した者</p> <p>広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者</p> <p>村長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者</p>	
		受付 年 月 日 第 号
		受付印欄

注 1 届出事項及び資格の欄の にはレを記入し、資格を証する書面の写しを添付すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

屋外広告物滅失届出書

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所（所在地）
 氏 名（名称、代表者） 印
 電 話 （ ）

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許可事項	広告物等の種類	形態	自家広告物 自家広告物以外（案内誘導広告物、簡易広告物、その他一般広告物） 左記の両方 （いずれか にレを記入し、自家広告物以外はいずれかを囲むこと。）		
		形状	広告板・広告塔 置き 壁面 突出し 塀 巻付 袖付 その他（ ） （いずれか にレを記入すること。）		
	表示（設置） 個（枚）数		個（枚）		
	許可年月日 許可番号		年 月 日 第 号		
	許可の期間		年 月 日 から 年 月 日 まで 月 間		
	表示（設置） 場 所		川場村		
2 滅失事項	年 月 日		年 月 日		
	滅失 個（枚）数	個（枚）	屋外広告物の残数	個（枚）	
滅失理由		受付 年 月 日 第 号		受付印欄	

注 印の欄は、記入しないこと。

附則別記様式

屋外広告物経過措置認定申請書

年 月 日

川場村長

あて

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称、代表者）

印

電 話 （ ）

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例施行規則附則第2項の規定による認定を受けたいので申請します。

1 広告物等の種類			
2 表示(設置)個(枚)数	個(枚)	3 表示(設置)面積	m ² (m x m x 面)
4 表示(設置)場所	川場村		
5 許可年月日	年 月 日	6 許可番号	
7 表示(設置)の始期	年 月 日	8 設置工事費の概算額	円
9 添付書類	広告物等の形状、色彩及び意匠を知り得るカラー写真		
認定の条件			受付印欄
受付	第 号		
上記については、承認します。 年 月 日 川場村長 印			

注1 申請者は、確認を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

2 印の欄は、記入しないこと。